

あつま

生涯学習だより

発行 厚真町教育委員会 電話 27-2495

主な記事

- ・厚真町いじめ防止基本方針
- ・特集 放課後児童クラブ
- ・教科書展示会開催
- ・4月臨時・定例教育委員会報告
- ・さわやか町民登山会のご案内
- ・自治会対抗パークゴルフ大会の開催について
- ・図書室だより
- ・遺跡調査整理事務所活動報告

地域の方で子どもをいじめから守りましょう！ いじめは「しない！」「させない！」「ゆるさない！」

いじめは、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに関係する問題です。厚真町では、町民みんなで力を合わせて、いじめから子どもを守ることを目指して、平成27年4月に「厚真町いじめ防止基本方針」を策定しました。

「厚真町いじめ防止基本方針」には、いじめの防止のための取り組み、学校や家庭の責務、重大事態への対処などが定められています。「厚真町いじめ防止基本方針」の本文及び概要版は町のホームページに掲載してあります。

次のようなことは、すべて「いじめ」です

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷やいやなことをされる。 など

◆町民・事業者の皆様へのお願い◆

- 子どもたちの健やかな成長・発達のため、子どもたちが異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整えましょう。
- 子どもたちの発達の段階に応じた道徳観や規範意識を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取り組みを進めましょう。
- 子どもたちがいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、子どもが在籍する学校や保護者、関係団体に相談や連絡・通報するなどして、子どもたちの抱える問題の解消に努めましょう。